官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（二三）　二
○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（二四）　三
〔政　令〕
○特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八一）　三
〔省　令〕
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**五七）　三
〔**法規的告示**〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**八）　三
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**九）　四
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一〇）　五
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**六四一）　五
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（**同**六四二）　六
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**六四三）　六
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**六四四）　六
〔**その他告示**〕
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**一四九）　六
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（**農林水産**六四五）　六
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**三二二）　七
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示の一部を改正する件（**防衛**九七）　七
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一九～二二）　七
○道路に関する件（**中部地方整備局**六二、六三）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**七七、七八）　八
〔**国会事項**〕
内閣　法務省　八
〔**人事異動**〕
官庁事項　九
〔**官庁報告**〕
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　九
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　九
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
国家試験
令和七年参議院事務局職員採用試験公告（参議院事務局）　九
〔**公　告**〕
諸事項
官庁
公示送達関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　二六
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第二三号）（法務省）

1　裁判官以外の裁判所の職員の員数を四七人減少することとした。（第二条関係）

2　この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第二四号）（財務省）

一　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正関係（第一条関係）

国際開発協会に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、四、六四一億五、七五〇万円の範囲内において出資することができることとした。（国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律第二条関係）

二　米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正関係（第二条関係）

1　政府は、米州投資公社に対して出資する合衆国ドルの全部又は一部を、国債で出資することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずることとした。（米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律第二条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八一号）（財務省）

1　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国債整理基金特別会計の経理の対象となる国債として、政府が米州投資公社に対して出資する国債を追加することとした。（第四〇条関係）

2　この政令は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年四月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第二十三号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万千七百十三人」を「二万千六百六十六人」に改める。

附　則

この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年四月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第二十四号

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

（国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第一条　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

22　前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千六百四十一億五千七百五十万円の範囲内において、出資することができる。

（米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第二条　米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（出資額）」を付し、本則に次の二条を加える。

（国債による出資等）

第二条　政府は、前条第二項の規定により米州投資公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもつて表示する国債で出資することができる。

2　前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「米州投資公社」と読み替えるものとする。

（寄託所の指定）

第三条　日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項（他業の禁止）の規定にかかわらず、米州投資公社の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

政　令

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百八十一号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第三十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二号中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号）第二条第二項

附　則

この政令は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十四号）の施行の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○国土交通省令第五十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二十八条の三第一項を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（封印の取付けの委託の申請） **第十二条**　法第二十八条の三第一項の規定により封印の取付けの委託を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該委託を受けようとする区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該区域が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長）に提出しなければならない。 一～三　（略） 2　（略）	（封印の取付けの委託の申請） **第十二条**　法第二十八条の三第一項の規定により封印の取付けの委託を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。 一～三　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月十八日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とする。

二　法別表第五第一号の１に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え十年以下	年一分四厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分六厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分八厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分九厘

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛

二　法別表第五第一号の１に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分一厘五毛
六年を超え八年以下	年一分二厘五毛
八年を超え十年以下	年一分三厘五毛
十年を超え十二年以下	年一分四厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分六厘五毛
十六年を超え二十五年以下	年一分七厘
（新設）	（新設）

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分一厘五毛
六年を超え八年以下	年一分二厘五毛

八年を超え十年以下	年一分四厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分六厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分八厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分九厘

八年を超え十年以下	年一分三厘五毛
十年を超え十二年以下	年一分四厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分六厘五毛
十六年を超え三十五年以下	年一分七厘
（新設）	（新設）

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第九号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年二・九五パーセントを超える場合は、年二・九五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年二・九五パーセントを超える場合は、年二・九五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百四十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあっては、年三分一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分七厘以内となる資金にあっては、年二分九厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百四十二号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号及び第三条第四項の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分九厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘

改正前	
（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分七厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分七厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分七厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分七厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分七厘

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分九厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一分九厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分九厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘

（利子補給率の上限）

第八条　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百四十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。

六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分七厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分七厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一分七厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分七厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分七厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分七厘

（利子補給率の上限）

第八条　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百四十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第百四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十八日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　令和七年度国連三角パートナーシップ・プログラム（国連ＴＰＰ）派遣部隊
二　国外派遣期間　令和七年四月十九日から令和七年六月二十二日まで
三　派遣人数（概数）　二十人程度
四　派　遣　地　域　カンボジア王国

○農林水産省告示第六百四十五号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和七年一月一日から同年三月三十一日までの期間（黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種にあっては、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間）に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和七年四月十八日

農林水産大臣　江藤　拓

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、五八九、七〇〇円
褐毛和種	一頭につき、六七〇、七〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二七八、一〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二〇五、二〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三八九、四〇〇円

○国土交通省告示第三百二十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

令和七年四月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

1一　登録番号　補・第21―㈣号
二　登録養成施設の名称　東海工業専門学校金山校
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　成田　節雄
四　変更年月日　令和七年四月一日
2一　登録番号　士・第1―㈤号
二　登録養成施設の名称　東海工業専門学校金山校
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　成田　節雄
四　変更年月日　令和七年四月一日

○防衛省告示第九十七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和元年防衛省告示第百三十六号）の一部を次のように改正し、令和七年四月二十一日から施行する。

令和七年四月十八日

防衛大臣　中谷　元

第十四号の表中対象防衛関係施設の区域の項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第十四号の表中対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

○北陸地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　八号及び十七号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
三条市猪子場新田字中谷内八五五番一から同市猪子場新田字北家付七〇二番一まで	前	二二・一一～四六・五五メートル
	後	二八・六二～四六・五五メートル

㈣　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び十七号	三条市猪子場新田字中谷内八五七番一から同市猪子場新田字北家付七二六番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月十八日

○北陸地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十七号及び三百五十三号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字下戸沢二六一八番一地内	前	一九・七八～六五・六三メートル
	後	一九・八五～六五・六三メートル

㈣　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び三百五十三号	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字下戸沢二六一八番一地内	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月十八日

○中部地方整備局告示第六十二号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　一号
三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
静岡市清水区江尻東一丁目四三二番から同市清水区二の丸町二五九番まで	六・五〇メートル	電柱
	〇・七〇〇キロメートル	

○中部地方整備局告示第六十三号

令和七年四月十九日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
静岡市清水区江尻東一丁目四三二番から同市清水区二の丸町二五九番まで（静岡市清水区江尻東一丁目四三二番から同市清水区二の丸町二五九番まで）	一般国道一号	電柱

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○九州地方整備局告示第七十七号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

九州地方整備局長　森田　康夫

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十四号・三十五号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
武雄市北方町大字大崎字扇田三八一番地一から同市武雄町大字武雄字永松五八五八番地一まで	延長一一・七八メートル　四・八二七キロメートル	道路の工作物　電柱

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第七十八号

令和七年四月十九日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

九州地方整備局長　森田　康夫

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	届出対象区域に接続する道路の工作物
武雄市北方町大字大崎字扇田三八一番地一から同市武雄町大字武雄字永松五八五八番地一まで（武雄市北方町大字大崎字扇田三八一番地一から同市武雄町大字武雄字永松五八五八番地一まで）	一般国道三十四号・三十五号	電柱

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月十六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

港湾法等の一部を改正する法律

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律

議案受領

四月十六日参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月十六日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

港湾法等の一部を改正する法律案

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

質問書提出

四月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

社会保障分野における公定価格の地域区分に関する質問主意書（岡野純子提出）

医療機関への支援に係る二〇二四年度補正予算及びいわゆる重点支援地方交付金の活用に関する質問主意書（屋良朝博提出）

二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問主意書（五十嵐えり提出）

質問書転送

四月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

良質な幼児教育を提供するための子ども・子育て支援制度等の改善に関する質問主意書

幼稚園等の体制及び施設の整備支援に関する質問主意書

議事日程

四月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十九号

令和七年四月十七日（木曜日）

午後一時開議

第一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三　航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四　千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件

第五　東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

第六　船員法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七　災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議案付託

四月十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

外交防衛委員会に付託

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

財政金融委員会に付託

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

経済産業委員会に付託

議案送付

四月十六日次の本院提出案を衆議院に送付した。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案

議決通知

四月十六日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

港湾法等の一部を改正する法律案

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

質問主意書提出

四月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

戦後八十年に際する政府の対応及び有識者会議の在り方に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第九七号）

「赤字であること」を医療法人設立の不認可要件とする法的根拠等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第九八号）

公立病院への繰出金の根拠と公平性に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第九九号）

質問主意書を転送

四月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びＪＲ元職員の遺族間の権衡に関する再質問主意書（福島みずほ提出）（第九五号）

法律公布奏上及び通知

四月十六日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

港湾法等の一部を改正する法律

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律

人事異動

内閣

国務大臣　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる（四月十六日）

法務省

（水戸地方検察庁検事）検事　野村すみれ

福岡地方検察庁検事に配置換する（四月十五日）

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号
(三) 占用を制限する区域　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字下戸沢二六一八番１地内
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月十九日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十三号
(三) 占用を制限する区域　豊川市御津町地先から蒲郡市清田町地先まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月十八日
(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

九州地方整備局公示

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年６月11日法律第77号）第４条第１項の規定により、六角川流域水害対策計画を令和７年３月28日に定めたので、同条第10項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年５月14日国土交通省令第64号）第２条の規定に基づき、公表する。

令和７年４月18日

九州地方整備局長　森田　康夫

（本文省略）

その関係図書は、九州地方整備局及び武雄河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

(4) 第２次試験…第１次試験合格者に対して行う。
① 実施日　令和７年９月中旬以降のいずれか指定する日
② 試験地　東京都
③ 内容　人物試験（個別面接）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
(5) 最終合格者発表　令和７年10月31日（金）
以降各人に合否を郵便その他適切な方法で通知する。

5 専門職（衛視）試験
(1) 初任給　議院警察職給料表１級３号給
(2) 受験資格　平成17年４月２日から平成20年４月１日までに生まれた者で次に掲げるもの
① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和８年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
② 参議院事務局が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本の国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることのできない者は、受験することができない。
(3) 第１次試験
① 実施日　令和７年８月17日（日）
② 試験地　東京都
③ 内容
(イ) 基礎能力試験〔多肢選択式〕
(ロ) 一般常識試験〔短文記述式〕
(ハ) 作文
(ニ) 事務適性試験
④ 合格者発表　令和７年８月29日（金）
参議院ホームページで発表する。
合格者にはインターネットで通知する。

国家試験

令和７年参議院事務局職員採用試験公告

令和７年参議院事務局職員採用試験について次のとおり告知する。

令和７年４月18日　参議院事務局

1 試験の名称
(1) 参議院事務局職員採用一般職試験
(2) 参議院事務局職員採用専門職（衛視）試験

2 採用予定人員
(1) 一般職試験　若干名
(2) 専門職（衛視）試験　若干名

3 採用予定期日　令和８年４月１日

4 一般職試験
(1) 初任給　行政職給料表(一)１級５号給
(2) 受験資格　平成16年４月２日から平成20年４月１日までに生まれた者
ただし、日本の国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることのできない者は、受験することができない。
(3) 第１次試験
① 実施日　令和７年８月17日（日）
② 試験地　東京都
③ 内容
(イ) 基礎能力試験〔多肢選択式〕
(ロ) 一般常識試験〔短文記述式〕
(ハ) 作文
(ニ) 事務適性試験
④ 合格者発表　令和７年８月29日（金）
参議院ホームページで発表する。
合格者にはインターネットで通知する。

⑷　第２次試験…第１次試験合格者に対して行う。
　①　実施日　令和７年９月中旬以降のいずれか指定する日
　②　試験地　東京都
　③　内容
　　㈠　人物試験（個別面接）
　　なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
　　㈡　基礎体力検査
　　㈢　身体検査
⑸　最終合格者発表　令和７年10月31日（金）以降各人に合否を郵便その他適切な方法で通知する。

6　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿を作成し、採用は名簿に記載された者の中から行う。

7　受験申込手続
⑴　申込方法及び受付期間　申込みはインターネットにより行うこと。申込みの詳細は、参議院ホームページに掲載する。
　申込受付期間は以下のとおりとする。
　○一般職試験　令和７年６月26日（木）から７月10日（木）まで（受信有効）
　○専門職（衛視）試験　令和７年６月26日（木）から７月10日（木）まで（受信有効）
⑵　その他
　○問合せ先　参議院事務局庶務部人事課任用係　〒100―0014　東京都千代田区永田町１―11―16　参議院第二別館（東棟）３階　ＴＥＬ　03―5521―7492
　○受験に際し、車いす等を使用する者、又は、身体に障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
　○一般職試験及び専門職（衛視）試験の両方に申込みをした場合は、いずれの試験も受験できなくなるので注意すること。
　○試験の詳細については、別に作成している募集要項、参議院ホームページを参照すること。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年４月十八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一五番九号

（甲）合同会社駿河企画

代表社員　桝永　浩一

東京都港区六本木四丁目三番一一号

（乙）合同会社関西企画

代表社員　桝永　浩一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しております。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月十日

掲載頁　三十六頁（号外第一三九号）

令和７年４月十八日

東京都中央区日本橋二丁目一一番二号

（甲）株式会社テラスカイ

代表取締役　佐藤　秀哉

東京都中央区日本橋二丁目一一番二号

（乙）株式会社エノキ

代表取締役　伊藤　純一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://cocone.co.jp/legal/public-notice/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年４月一日

掲載頁　五十七頁（号外第七十四号）

令和７年４月十八日

東京都世田谷区若林三丁目一番一八号

（甲）ココネ株式会社

代表取締役　千　　良鉉

福岡市博多区東比恵三丁目一番二号

（乙）ｃｏｃｏｎｅ　ｖ株式会社

代表取締役　崔　　童竣

合併公告

左記法人は、共同して新設するＮＰＯ法人かぶら（住所大阪市城東区新喜多東一―八―四〇―一一一）に権利義務全部を承継させ解散することにいたしました。

この新設合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和７年４月十八日

大阪市城東区新喜多東一―八―四〇―一一一

（甲）ＮＰＯ法人すすき

理事　外筬　久人

大阪市城東区新喜多東一丁目八番四〇白樺ハイツ城東二一五号

（乙）ＮＰＯ法人しおり

理事　坂本　竜一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和七年二月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年七月三日

掲載頁　三頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和７年４月十八日

福岡市中央区大名二丁目九番二三号

（甲）総合メディカル株式会社

代表取締役　多田荘一郎

横浜市旭区市沢町五八六番五二

（乙）有限会社イデール

代表取締役　小田切紀樹

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりノヴィル株式会社（乙、徳島市沖浜東三丁目一五番地）の遊技場（所在千葉市花見川区幕張町四丁目五四四番地六名称ミリオン幕張店）経営事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一二二頁（号外第七十二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年一月二十八日
掲載頁　六十二頁（号外第十六号）

令和七年四月十八日
東京都板橋区板橋二丁目六五番八号ＭＳビル
株式会社安田屋
代表取締役　山下　信浩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在川崎市中原区下小田中二丁目一番一六号　名称オークラ武蔵中原店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十一日
掲載頁　五十二頁（号外第八十二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十一日
掲載頁　五十三頁（号外第八十二号）

令和七年四月十八日
東京都江東区森下二丁目二番八号
（甲）株式会社ナショナル企業
代表取締役　鄭　泰秀
石川県金沢市諸江町三三番一〇号
（乙）株式会社オークラ
代表取締役　大倉　虎相

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式報酬ＳａａＳ事業、株式報酬ＳａａＳ事業に付随するマーケティング・メディア事業、及びスタートアップへの再投資事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、本吸収分割は、甲については会社法第七九六条第一項に定める略式分割に該当し、乙については会社法第七八四条第二項に定める簡易分割に該当するため、両社の株主総会の承認決議は不要となります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　六頁

令和七年四月十八日
東京都港区六本木三―二―一　住友不動産六本木グランドタワー
（甲）Ｎｓｔｏｃｋ　Ｆｉｎａｎｃｅ株式会社　代表取締役　宮田　昇始
東京都港区六本木三―二―一　住友不動産六本木グランドタワー
（乙）Ｎｓｔｏｃｋ株式会社
代表取締役　宮田　昇始

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙一の遊技場三十店舗及び乙二の遊技場六店舗の経営事業に関する権利義務及び資産を承継し乙一及び乙二はそれらをそれぞれ承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙一）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年一月二十八日
掲載頁　六十二頁（号外第十六号）

（乙二）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年一月二十八日
掲載頁　六十二頁（号外第十六号）

令和七年四月十八日
岐阜県多治見市宝町二丁目三九番地の一
（甲）株式会社ＭＩＬＬＩＯＮ　Ｎｅｏ
代表取締役　東野　昌一
徳島市沖浜東三丁目一五番地
（乙一）ノヴィル株式会社
代表取締役　久岡　征司
高知市東城山町八一番地
（乙二）株式会社ネクスト
代表取締役　久岡　征司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日
埼玉県さいたま市中央区下落合六丁目一二番二〇号
合同会社ハイブリッジアパートメント
代表社員　髙橋　孝尚

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日
東京都練馬区練馬一―二〇―八日建練馬ビル二Ｆ
合同会社Ｖｅｒｍｉｌｌｉｏｎ
代表社員　竹谷　信枝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日
東京都世田谷区代沢四丁目四〇―一〇―Ｅ
合同会社電脳プロモーション
代表社員　山口　聖美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はアセットリンク株式会社とします。

効力発生日は令和七年六月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年三月四日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日
東京都江東区東雲一丁目九番四―一一一四号
アセットリンク合同会社
代表社員　玉城　守羅

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社は計算書類の公告義務がありません。

令和七年四月十八日
東京都千代田区一番町二二番地二
三永興産有限会社
取締役　中込　拓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日
神奈川県茅ケ崎市萩園一五〇五番地二
合同会社ちばゴルフ
代表社員　久岡　優斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日
富山市上二杉二五一―一二
庭日和合同会社
代表社員　木下佳津哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日
名古屋市港区藤前一丁目一一〇六番地二
兄弟合同会社
代表社員　趙　暁　雨

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二日であり、組織変更後の商号は株式会社エクスライフ．とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日

三重県鈴鹿市稲生三丁目四番一五号

合同会社快生谷岡ライフ

代表社員　谷岡　佳彦

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、総会の承認決議は令和七年四月六日に終了しており、組織変更後の名称は能倉自治会とします。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年四月十八日

兵庫県宍粟市一宮町能倉二五八番地

能倉生産森林組合

代表理事　福井　功

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日

神戸市中央区海岸通三丁目一番一号ＫＣＣビル四階

Ｂｌｏｏｍ　ｏｆｆｉｃｅ合同会社

代表社員　新居田浩子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十三日であり、組織変更後の商号は株式会社つづき舎とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日

香川県高松市西山崎町三四三番地八

アトリエレトン合同会社

代表社員　樫原　大明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社大木商事とします。効力発生日は令和七年五月二十七日であり、当社の総社員の同意は令和七年四月六日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日

佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津一二七番地九

合同会社大木発電所

代表社員　大木　義宣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり組織変更後の商号は株式会社光熱工業所とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日

熊本県上益城郡山都町杉木一八五五番地三

合資会社光熱工業所

代表社員　中村　晴男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｒ．Ｓ．Ｍ．ホールディングスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十八日

熊本県宇城市小川町河江一〇四八番地二コダナスビル二Ｆ

合同会社Ｒ．Ｓ．Ｍ．コーポレーション

代表社員　齊藤　良二

効力発生日変更公告

当社は、令和七年四月二十五日予定の株式交換の効力発生日を令和七年五月二十六日に変更いたしましたので公告します。

令和七年四月十八日

東京都台東区柳橋二丁目二〇番一六号

新日本造形株式会社

代表取締役　西村　信一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し、九九〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二日

掲載頁　五十四頁（号外第七十五号）

令和七年四月十八日

仙台市青葉区中央三丁目三番三号三丸ビル三階

エーアイシルク株式会社

代表取締役　岡野　秀生

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十八万八千四百九十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　六十七頁（号外第六十九号）

令和七年四月十八日

千葉県印西市牧の台二丁目一番地二

彦山精機株式会社

代表取締役　彦山　佳介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千百六十二万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年四月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://gree-x.com/

令和七年四月十八日

東京都港区六本木六丁目一一番一号

グリーエックス株式会社

代表取締役　足立　和久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年四月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.wfs.games/

令和七年四月十八日

東京都港区六本木六丁目一一番一号

株式会社ＷＦＳ

代表取締役　柳原　陽太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千七百三十五万五千円減少し一千万円とすることにしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年四月十八日

東京都新宿区新宿六丁目二八番八号ラ・ベルティ新宿三階

株式会社ＩＮＧＳ

代表取締役　青柳　誠希

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を令和七年一月三十一日時点の資本金二千四百六十七万二千円から一千四百六十七万二千円を減少し、一千万円とすることにいたしました。また、令和七年二月一日から減資の効力発生日までの日を払込又は給付期日とする株式の発行があった場合には、当該株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、令和七年二月一日から減資の効力発生日までの期間に当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、最終的な資本金の額を一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、株主総会の決議は令和七年三月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年五月二十三日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和七年四月十八日

東京都渋谷区桜丘町二〇番一号

株式会社ワンキャリア

代表取締役社長　宮下　尚之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億九千九百九十二万七千六百五十三円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月二十三日

掲載頁　七十一頁（号外第一九七号）

令和七年四月十八日

東京都中央区日本橋兜町五番一号

ブルーモ証券株式会社

代表取締役　中村　仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万六百九十二円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月四日

掲載頁　二十七頁

令和七年四月十八日

東京都新宿区北新宿一丁目四番一号アルマビル

あまた株式会社

代表取締役　髙橋　宏典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千九十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一一六頁（号外第七十二号）

令和七年四月十八日

島根県松江市矢田町二五〇番地一六七

株式会社ミライエ

代表取締役　島田　義久

準備金の額の減少公告

当会社は、株式交換を行うことにより資本準備金の額が増加することを条件に、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十八日

静岡市葵区新間一〇八九番地七四〇

株式会社グランベース

代表取締役　松下　祐一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を壱億四千五百参拾参萬六千七百八拾六円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十八日

愛知県愛西市町方町五軒家東六三番地二

サンワケミカルホールディングス株式会社

代表取締役　鳥居　省吾

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を参千参百壱拾弐萬六千五百弐拾壱円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十八日

愛知県一宮市伝法寺七丁目二番地三

株式会社テクノマインＨＤ

代表取締役　稲葉　貴義

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千九百八十六万一千二百五十二円、資本準備金の額を四億二千五百八十五万三千六百十二円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年三月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月十八日

岩手県花巻市大通一丁目一番四三―二花巻駅構内

株式会社雨風太陽

代表取締役　髙橋　博之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千七百万円、資本準備金の額を九千五百円減少し、それぞれ八百万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年四月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十三日

掲載頁　七十九頁（号外第十三号）

令和七年四月十八日

東京都港区芝大門一丁目一五番一〇号芝大門吉實ビル二Ｆ

株式会社いしまる

代表取締役　石丸　真平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億一千二百五十万円、資本準備金の額を金一億一千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　六十六頁（号外第七十六号）

令和七年四月十八日

愛知県豊橋市石巻西川町字大原一二番地

株式会社タンネパートナー

代表取締役　西島　豊

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億一千二百五十万円、資本準備金の額を金一億一千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　六十六頁（号外第七十六号）

令和七年四月十八日

愛知県豊橋市石巻西川町字大原一二番地

株式会社タンネパートナー

代表取締役　西島　豊

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月十八日

北海道札幌市北区北七条西四丁目トーカン札幌第一キャステール六〇七

株式会社かんごぷらす

代表取締役　中田亜由美

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十八日

宮城県登米市迫町佐沼字天神前六九

仙北石油株式会社

代表取締役　吉成　敬人

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十八日

東京都墨田区堤通二丁目一二番二号

向島運送株式会社

代表取締役　佐藤　惇

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十八日

東京都中野区東中野四丁目二〇番二二号

株式会社新協

代表取締役　遠藤　淳

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十八日

東京都江戸川区江戸川五丁目四一番地四

株式会社すなば運輸

代表取締役　中里　康夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十八日

新潟県五泉市論瀬八七九七番地一

株式会社早出川建設

代表取締役　今井　益雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十八日

広島県福山市城見町二丁目一番一号

株式会社明正不動産

代表取締役　小池　勝章

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社サクラクレパスを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年五月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和七年四月十八日

東京都台東区柳橋二丁目二〇番一六号

新日本造形株式会社

代表取締役　西村　信一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金四千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月四日付官報の号外第四十三号六十四頁に掲載されています。

令和七年四月十八日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンター

キャピタル税理士法人内

オージーエム特定目的会社

取締役　石本　忠次

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億一千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.akasaka-accounting.jp/balance/

令和七年四月十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社

赤坂国際会計内

エスエルピーシー特定目的会社

取締役　林　令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を五千十万円（ただし、A号優先資本金につき一千八百九十万円、B号優先資本金につき三千百二十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/11062/11062.html

令和七年四月十八日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

Ｅａｒｔｈ特定目的会社

取締役　福永　隆明

債権申出の公告（第三回）

アルコニックス株式会社確定給付企業年金は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十八日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

アルコニックス株式会社確定給付企業年金

清算人　山田絵理子

債権申出の公告（第三回）

ノーベル製菓株式会社確定給付企業年金は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十八日

大阪府大阪市生野区巽北四丁目一〇番二号

ノーベル製菓株式会社確定給付企業年金

清算人　村中　正

訂正公告

令和七年三月十八日（号外第五十四号）掲載の製造たばこ小売定価公告中、二十頁下段の令和七年三月三日認可表中、製品の区分欄に不足があったので訂正します。製品の区分欄の四行目「5.2g」、七行目「5.2g」、十行目「5.4g」、十三行目「5.4g」、十六行目「5.4g」、十九行目「5.4g」、二十二行目「5.4g」を追記します。

令和七年四月十八日　財務大臣　加藤　勝信

訂正公告

令和七年四月十四日（号外第八十三号）掲載のメリダジャパン株式会社に係る第十五期決算公告（枠組）中、「(当期純利益)」とあるは「(当期純損失)」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月十八日

扱店

取消公告

令和七年四月七日掲載の福岡地方裁判所小倉支部第一民事部に係る令和七年（再ロ）第二号給与所得者等再生による再生手続開始の公告は取消します。